

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	池田町軽自動車税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

池田町長

公表日

令和5年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対して税額を算出し賦課を行う。・住民等からの申請に基づき、軽自動車税情報の登録、納税証明書・標識交付証明書・廃車受付証の発行をする。・軽自動車税に関する車両情報、課税情報を管理し、年1回納税通知書を発送する。・申請事由により、事実確認のうえ課税の減免を行う。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<ul style="list-style-type: none">①軽自動車課税台帳の管理②軽自動車税の賦課③納税証明書、標識交付証明書、廃車受付証の発行④軽自動車税課税情報の照会
③システムの名称	軽自動車税システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

車両情報ファイル、賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (別表第二における情報照会の根拠):27の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	池田町 住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	池田町 総務課 総務係 (長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	池田町 総務課 企画係 (長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

变更箇所